

○美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成17年3月22日

規則第104号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 一般廃棄物等（第4条—第6条の2）
- 第3章 一般廃棄物処理業等（第7条—第13条）
- 第4章 浄化槽清掃業（第14条—第20条）
- 第5章 雑則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年美咲町条例第172号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例の例による。

2 条例第2条第2項第2号の規定による適正処理困難物とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）対象品目
- （2） 人体や環境への影響上、有害又は有害なもの
- （3） 爆発性、発火性又は引火性がある危険なもの
- （4） 運搬が困難な重量物及び破砕が困難な堅牢物など
- （5） その他美咲町の指定する一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）が受入れを拒否するもの

（大掃除の実施）

第3条 法第5条第3項の規定による大掃除は、毎年1回以上町長の定める計画に従い実施しなければならない。

第2章 一般廃棄物等

（一般廃棄物の処理計画）

第4条 条例第11条第1項の規定による一般廃棄物処理計画（以下「廃棄物処理計画」という。）は、毎年度策定するものとする。

（多量の一般廃棄物）

第5条 条例第15条第1項の多量の一般廃棄物の範囲は、廃棄物の合計が1日平均20キログラム以上又は1立方メートル以上とする。

（事業系一般廃棄物）

第6条 条例第16条第1項に規定する事業系一般廃棄物の受入基準は、次のとおりとする。

(1) 管理者が指定する種類ごとに分類していること。

(2) 処理施設の処理機能に支障が生じないこと。

(一般廃棄物処理の委託)

第6条の2 町長は、町が行う一般廃棄物処理について、その一部又は全部の業務を一般廃棄物処理業者等へ委託することができる。ただし、非常災害以上の地震・風水害・火災等が発生した場合は、災害廃棄物等の処理に関する基本協定書を締結した廃棄物処理業者へ、優先的にその一部又は全部の業務を委託することができる。

第3章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第7条 条例第18条第1項の規定による収集又は運搬に係る一般廃棄物処理業の許可(又は更新許可)を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる項目を記載し、町長に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)並びに電話番号

(2) 主たる事務所及び事業場の所在地

(3) 取り扱う一般廃棄物の種類

(4) 収集又は運搬の別

(5) 収集車両の種類及び台数

(6) 作業計画

(7) 従業員の数

(8) その他町長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、美咲町一般廃棄物処理業の許可及び業務の執行に関する要綱(平成28年美咲町告示第49号。以下「要綱」という。)第8条各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)の収集又は運搬に係る一般廃棄物処理業の許可(又は更新許可)の申請書には、要綱第8条の規定を準用し、要綱同条第10号及び同条第11号を除く書類を添付しなければならない。

(処理基準)

第8条 条例第20条の規定による処理基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条の規定によるものとする。

2 一般廃棄物のうち、特別管理一般廃棄物の処理基準は、同令第4条の2の規定によるものとする。

(許可証及び従業員証)

第9条 条例第18条第5項に規定する許可証は、一般廃棄物処理業許可証(様式第

2号。以下「許可証」という。)とする。

- 2 一般廃棄物処理業者は、その従業員については、町長から一般廃棄物処理業従業員証(様式第13号。以下「従業員証」という。)の交付を受けなければならない。
- 3 一般廃棄物処理事業者は、従業員をその作業に従事させようとするときは、常に従業員証を携帯させ、町職員又は関係人から請求があった場合は、これを提示させなければならない。
- 4 従業員証を紛失又は破損した時は、一般廃棄物処理業者はその事実を知った日から7日以内に一般廃棄物処理業従業員証再交付申請書(様式第14号)を町長に提出し再交付を受けなければならない。

(変更の許可等)

第10条 条例第18条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、条例第19条第1項の規定により、第7条第1項第3号又は第4号に規定する事業の範囲を変更しようとするときは、その6箇月前までに一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書(様式第3号)に、次に掲げる事項を記載し、前条第1項に規定する許可証を添えて町長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)並びに電話番号
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更予定年月日
- (6) その他町長が必要と認める事項

- 2 町長は、前項の規定による変更の許可申請を許可したときは、申請者から預かった許可証に変更事項を記入して申請者に交付するものとする。

(事業の廃止又は変更等の届出)

第11条 条例第19条第3項に規定する届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に一般廃棄物収集運搬業廃止届(様式第4号)、又は一般廃棄物収集運搬業変更届(様式第5号)により町長に届け出るものとする。

- 2 条例第19条第3項に規定する変更の届出を要する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 一般廃棄物収集運搬業にあっては、第7条第1項第1号、第2号若しくは第5号又は第7号に規定する事項
 - (2) 新たな事業所から収集等の依頼を受けたとき、又は収集等を受託していた事業所の収集等を取りやめたとき。
 - (3) 法第7条の2第4項又は第5項の規定による欠格要件に該当したとき。
- 3 町長は、前2項に規定する変更等の届出があったときは、その内容を審査し、要件の確認を行い、要件に適合すると認めるときは、届出者に対し、受理した当該届出書の写しを交付するものとする。

(許可証の返納)

第12条 条例第23条の規定による届出は、許可証返納届(様式第6号)により行うものとする。

(許可証の再交付)

第13条 条例第24条に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、許可証毀損紛失届(様式第7号)により、町長に届け出なければならない。

2 毀損により前項の届出を行う者は、当該届出に毀損した許可証を添付するものとする。

第4章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第14条 条例第26条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可(又は更新許可)を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可(更新)申請書(様式第8号)に、次に掲げる事項を記載し、町長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、名称及び代表の氏名)並びに電話番号
- (2) 主たる事務所及び事業場の所在地
- (3) 事業の用に供する施設及び器材の種類、数量
- (4) 従業員の数
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本)
- (2) 申請者(申請者が、浄化槽清掃業に係る営業又は事業に関し、成年者と同様の能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。)が、条例第26条第2項第2号アからウまでのいずれにも該当しないことを記載した書類
- (3) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証明する書類
- (4) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図
- (5) 事務所を自ら所有する場合には、それを証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)及び事務所の案内図
- (6) その他町長が必要と認める書類及び図面

(浄化槽清掃業の許可基準)

第15条 条例第26条第2項第1号に規定する許可の基準は、環境省関係浄化槽法施行規則第11条に規定する許可の基準によるものとする。

(浄化槽清掃業の許可の更新)

第16条 条例第26条第3項に規定する期間は、2年とする。ただし、町長が特別な理由があると認める場合には、2年を超えない範囲において、期間を定めること

ができる。

(変更等の届出)

第17条 条例第27条の規定による届出は、廃業にあつては浄化槽法第38条の規定に、変更にあつては同法第37条の規定により、30日以内に浄化槽清掃業廃業届(様式第9号)又は浄化槽清掃業変更届(様式第10号)により行うものとする。

2 条例第27条に規定する変更の届出を要する事項は、次のとおりとする。

(1) 第14条第1項第1号から第3号までに規定する事項

(2) 第14条第2項第1号から第4号までに規定する事項

3 町長は、前2項に規定する変更等の届出があつたときは、その内容を審査し、要件の確認を行い、要件に適合すると認めるときは、届出者に対し、受理した当該届出書の写しを交付するものとする。

(許可証)

第18条 条例第26条第5項に規定する許可証は、浄化槽清掃業許可証(様式第11号)とする。

(清掃基準)

第19条 条例第28条に規定する基準は、環境省関係浄化槽法施行規則第3条に規定する清掃の技術上の基準によるものとする。

(準用)

第20条 第12条及び第13条の規定は、浄化槽清掃業の許可について準用する。

第5章 雑則

(清掃指導員)

第21条 条例第35条に規定する清掃指導員は、町職員のうちから町長が任命する。

2 清掃指導員は、次の各号に定める職務を担当する。

(1) 条例第34条第1項に規定する立入検査

(2) 廃棄物の処理及び施設の維持管理に関する指導

(3) 廃棄物の減量及び再生利用に関する指導

(4) その他町長が必要と認める事項

3 町長は、第1項の清掃指導員のほかに環境美化について適切な推進を図るため、美咲町清掃指導補助員を町民のうちから委嘱することができる。ただし、その職務は、前項第2号から同項第4号までを担当する。

(指導員の証票)

第22条 条例第34条第2項に規定する証明書は、美咲町清掃指導員の証(様式第12号)とする。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の中央町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年中央町規則第17号）、旭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和48年旭町規則第3号）又は柵原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和49年柵原町規則第170号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年8月30日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年8月1日規則第31号）

この規則は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成30年10月25日規則第50号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月6日規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第19号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

<p>一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>美咲町長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 名 称 氏 名 生年月日 年 月 日 電話番号 (法人にあつては、名称及び代表者名)</p> <p>一般廃棄物収集運搬業の許可(又は更新許可)を受けたいので、美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条の規定により申請します。</p>	
事務所の所在地	
作業場の所在地	
取り扱う一般廃棄物の種類	
収集又は運搬の別	
収集車両の種類及び台数	
作業、運搬等の方法及び作業計画	
従業員の数	
業務経験年数	

添付書類

美咲町一般廃棄物処理業の許可及び業務の執行に関する要綱第8条各号に規定する書類

許可番号

一般廃棄物処理業許可証

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)

年 月 日付で申請のあつた一般廃棄物処理業について、次のとおり許可する。

美咲町長

印

許可の年月日 年 月 日

許可の有効期限 年 月 日

1 事業の種類

2 事業の区域

3 許可の条件

4 許可の更新、変更の状況

様式第3号(第10条関係)

<p>一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>美咲町長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 電話番号 〔法人にあつては、名称及び〕 代表者の氏名</p> <p>一般廃棄物収集運搬業の変更の許可を受けたいので、美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p>	
許可の年月日及び 許 可 番 号	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更に係る事業の 用に供する主要な 施設並びにその設 置場所及び主要な 構造又は規模	
変 更 予 定 年 月 日	

様式第4号(第11条関係)

一般廃棄物収集運搬業廃止届

年 月 日

美咲町長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、名称及び〕
〔代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業に係る以下の事項について廃止したので、美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第3項の規定により届け出ます。

新旧の別 項 目	新	旧
廃止した事業の 内 容		
廃止した理由		

様式第5号(第11条関係)

一般廃棄物収集運搬業変更届

年 月 日

美咲町長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、名称及び〕
〔代表者の氏名〕

一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲を次のとおり変更したので、美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第3項の規定により届出し、その許可を申請します。

許可の年月日及び
許可番号

年 月 日 第 号

変 更 の 内 容

変 更 の 理 由

様式第6号(第12条関係)

許 可 証 返 納 届

年 月 日

美咲町長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、名称及び〕
〔代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号をもって許可を受けた

業について、次の理由により美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条の規定に基づき、許可証を返納します。

返納理由

様式第7号(第13条関係)

許 可 証 毀 損 紛 失 届

年 月 日

美咲町長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、名称及び〕
〔代表者の氏名〕

年 月 日付けをもって交付を受けた 業の許可証を

したので、美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第24条の規定により

届出し、再交付の申請をします。

様式第8号(第14条関係)

浄化槽清掃業許可(更新)申請書

年 月 日

美咲町長 様

申請者 住 所

氏 名

生年月日

電話番号

(法人にあつては、名称及び)
代表者の氏名

浄化槽清掃業の許可(又は更新許可)を受けたいので、美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第26条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事務所の所在地	
事業場の所在地	
事業の用に供する 施設及び器材の種 類、数量	
従 業 員 の 数	

添付書類及び図面

- (1) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本)
- (2) 申請者(申請者が浄化槽清掃業に係る営業又は事業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。)が、条例第26条第2項第2号アからウまでのいずれにも該当しないことを記載した書類
- (3) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証明する書類
- (4) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図
- (5) 事務所を自ら所有する場合には、それを証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)及び事務所の案内図
- (6) その他町長が必要と認める書類及び図面

浄化槽清掃業廃業届

年 月 日

美咲町長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、名称及び〕
〔代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で許可を受けた浄化槽清掃業について、次のとおり廃業したので、美咲町廃棄物処理及び清掃に関する条例第27条の規定により届け出ます。

1 廃業年月日

2 廃業の理由

様式第10号(第17条関係)

浄化槽清掃業変更届

年 月 日

美咲町長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、名称及び〕
〔代表者の氏名〕

年 月 日付けで許可を受けた浄化槽清掃業の変更をしたので、美咲町
廃棄物の処理及び清掃に関する条例第27条の規定により次のとおり届け出ます。

項 目	変 更 後	変 更 前

許可番号

浄化槽清掃業許可証

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代
表者の氏名)

年 月 日付で申請のあつた浄化槽清掃業について、次のとおり許可する。

美咲町長



許可の年月日 年 月 日

許可の有効期限 年 月 日

1 事業の種類

2 事業の区域

3 許可の条件

4 許可の更新、変更の状況

様式第 1 2 号(第 2 2 条関係)

第 号

美 咲 町 清 掃 指 導 員 の 証

所 属

氏 名

生年月日

美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 35 条の規定による証明書

年 月 日

美咲町長



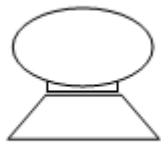

この証明書を携帯する者は、美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

—— 美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例条文抜すい ——

第 34 条 町長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

様式第13号(第9条第2項関係)

	<p>(表)</p> <p>第 号</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p>
<p>一般廃棄物処理業従業員証</p> <p>美咲町長 </p> <p>年 月 日発行</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで有効</p>	
<p>(裏)</p> <p>1 この従業者証は、美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条第2項の規定により交付する。</p> <p>2 一般廃棄物処理業者は、従業員をその作業に従事させようとするときは、常に従業員証を携帯させ、町職員又は関係人から請求があった場合は、これを提示させなければならない。</p>	

様式第14号(第9条第4項関係)

一般廃棄物処理業従業員証再交付申請書

年 月 日

美咲町長 様

申請者
住 所(所在地)
名 称
氏 名(代表者氏名)
電話番号

美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条第4項の規定により、従業員証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 許可の事業の種類	
2 許可の年月日	年 月 日
3 許可番号	第 号
4 再交付申請理由	

添付書類

毀損した場合には、毀損した従業者証